

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry = 商工会議所【会員様へいち早く情報をお届けする情報誌です】

新型コロナ対策（お知らせ）

新津商工会議所



**新型コロナ対策の最新支援情報は、  
当所ホームページを活用下さい！**

当所ホームページ（<http://niitsu.or.jp/>）では、新型コロナウイルスの影響による各支援策について「支援策パンフレット」「資金繰り」「給付金」「助成金」「補助金」等に分類し、国・県・市等からの支援が拡充される都度、更新しています。

新型コロナ対策（販路支援）

**【新型コロナウイルスに負けるな！】（第2弾）  
テイクアウト特設サイトの開設と掲載店の募集について**

現在開催中の地域応援イベント「テイクアウトフェア」につきましては、多くの会員事業所様からご協力を頂き感謝申し上げます。

さて、テイクアウトフェアは4月30日をもって終了となりますが、新型コロナウイルス感染症の終息見通しが立たない現状から、5月以降については、「にいつテイクアウト特設サイト（仮称）」を開設し、より多くの事業所を対象にテイクアウトを提供する店舗及びメニューをPRさせて頂くこととなりました。

つきましては、次の要領により掲載を希望する店舗の募集をいたします。  
テイクアウトを提供する会員の皆様は、販路拡大のツールとしてお役立て下さい。

1. 募集期間 随時受付
2. 掲載料 無料
3. 参加条件 当所会員事業所でお弁当や食料品等のテイクアウト販売を実施する店舗。
4. 申込方法 当所ホームページ（<http://niitsu.or.jp/>）の「お問合せ・アクセス」→「テイクアウト掲載申込み」からお申込み下さい。  
（パソコンまたはスマートフォンからお申込み頂けます。）
5. PR方法 にいつテイクアウト特設サイトに掲載します。（5月以降順次）
6. その他 メニュー2品（写真4枚）、店舗写真1枚まで登録できます。



お問い合わせは当所「食の陣担当係」まで  
PCやスマホの操作、登録の仕方がご不明な場合はサポートいたします。

新型コロナ対策（給付金）

**持続化給付金について（概要）**

**（法人は200万円・個人事業者等は100万円以内を限度に給付）**

本給付金について経済産業省から概要が公表されましたのでお知らせします。  
申請に必要な事項の詳細決定は、4月最終週に確定される予定です。  
申請期間、申請場所等が確定次第、当所ホームページに掲載いたします。


1. 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高が前年同月比50%以上減少している方で、資本金10億円以上の大企業を除き、中堅企業・中小企業・小規模事業者・フリーランスを含む個人事業者を広く対象とします。  
（医療法人・農業法人・NPO法人・社会福祉法人なども対象）
2. 申請開始日 補正予算成立後、1週間程度で申請受付を開始します。（予定）
3. 申請方法 Web上での電子申請を基本としますが、感染症対策を講じた上で全国事務所の相談員により完全予約制の申請支援を行う窓口（申請サポート会場）が設置されます。
4. 給付方法 電子申請の場合、申請後2週間程度で給付（銀行振込）
5. 給付額 前年の総売上高（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月）について、法人は200万円以内、個人は100万円以内を限度に給付
6. 必要書類
  - ・通帳の写し（法人は法人名義、個人は個人名義）
  - ・法人は、法人番号、2019年の確定申告書類の控え、減収月の事業収入額を示した帳簿（様式問わず）等
  - ・個人は、本人確認書類、2019年の確定申告書類の控え、減収月の事業収入額を示した帳簿（様式問わず）等

＜お問い合わせは給付金相談窓口（TEL:0570-783183）又は当所経営指導員まで＞

新型コロナ対策（補助金）

**公募受付中の補助金について**

1. 持続化補助金  
小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援（電子申請（Jグランツ）による応募も可能となりました。）  
→ 【応募締切】6月5日（金） 【補助額】50万円 【補助率】2/3  
※4月末頃から新型コロナウイルス特別枠（補助額100万円）も実施予定
2. ものづくり・商業・サービス補助金  
新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援  
→ 【応募締切】5月20日（水） 【補助額】1,000万円 【補助率】1/2～2/3

＜応募要領等の詳細は当所ホームページをご覧ください。＞ 

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 [n-cci@fsinet.or.jp](mailto:n-cci@fsinet.or.jp) までお知らせ下さい)  
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry = 商工会議所【会員様へいち早く情報をお届けする情報誌です】

新型コロナ対策（資金繰り）

**経営改善貸付（マル経融資）**

**（利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充）**

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
経営改善貸付 （マル経融資）	2,000万円 別枠1,000万円	運転（7年以内） 設備（10年以内）	1.21% 別枠：上記利率-0.9%(3年間)

マル経融資は、商工会議所の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して商工会議所会頭が推薦し、日本政策金融公庫が無担保・無保証人で融資を行う制度です。

【推薦要件】

- ①原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方
- ②最近1年以上、新潟市秋葉区（新津地域）内で事業を営んでいる方
- ③常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下（宿泊業及び娯楽業は20人以下）、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主
- ④所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方
- ⑤日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

【別枠の新型コロナウイルス感染症対策について】

- ・ご利用いただける方は、上記推薦要件に加えて、新型コロナウイルスの影響により最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した小規模事業者の方となります。
- ・マル経利率-0.9%（現在0.31%）は、融資後3年目まで、据置期間の延長（1年→3～4年）、公庫の既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した小規模事業者に対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。



3名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
 （東・南部地区：近藤、西部地区：真野、北部地区：柳）  
 この他にも様々な融資制度がありますので、お気軽にご相談下さい。

新型コロナ対策（資金繰り）

**日本政策金融公庫（国民生活事業）**

**（利下げ・実質無利子・既存借入れの借換え等、別枠の支援策が拡充）**

制度名	融資限度額	用途（返済期間）	利率等
一般貸付	4,800万円	運転（5年以内） 設備（10年以内）	基準利率（1.36～2.45%）
新型コロナウイルス感染症特別貸付	別枠6,000万円	運転（15年以内） 設備（20年以内）	基準利率-0.9%（3年間） 無担保・据置期間5年以内

【新型コロナウイルス感染症特別貸付について】

- ・ご利用いただける方は、新型コロナウイルスの影響を受け、最近1カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方などです。
- ・基準利率-0.9%（現在0.46%）は、融資後3年目まで、3,000万円が限度で、公庫の既存借入れの借換えも受けられます。
- ・売上高が急減した事業者などに対しては、借入後3年間は実質無利子となる特別利子補給制度との併用ができます。

＜お問い合わせ先：日本政策金融公庫新潟支店（TEL025-246-2011）又は当所経営指導員まで＞

**資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）**

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）  
5月7日（木） ・ 6月2日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）  
5月12日（火） ・ 6月9日（火）

＜当所経営指導員（近藤・真野・柳）までご予約をお願いいたします。＞

～ **振替納税をご利用の方へ** ～

	（変更前）	（変更後）
申告所得税	4月21日（火）	→ 5月15日（金）
個人事業者の消費税	4月23日（木）	→ 5月19日（火）

**労働保険・社会保険 なんでも個別相談会**

日頃、疑問に思っている年金、健康保険、労災雇用保険、労働基準法等の問題について専門家が無料で相談に応じます。是非ご利用ください。

- 日 時：4月24日（金）9:00～16:00
- 会 場：新津商工会議所 3階ホール 予約不要
- 相談員：専門相談員
- 相談受付項目 ・ 主に労働保険年度更新申告手続きについて

